

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年 9月 6日
発信課	環境部クリーンセンターごみ減量係
担当者	飛田 祐志
連絡先	電 話 36-2213
	FAX 36-4293
	E-mail seisouoffice@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事
日 程	9 月 22 日 ~ 10 月 6 日
発表項目 (行事名)	秋の清掃強化期間の実施
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>標記の件について、下記のとおり実施いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の町内会へ清潔で住みよい生活環境をつくることを目的に、春と秋に清掃強化期間を設定し、市民総ぐるみの清掃の御協力をお願いします。 ○ 9月22日(日)～10月6日(日)の期間を秋の清掃強化期間に設定。 ○ 町内会へ秋の清掃強化期間中に地域(町内)の公共な場所(道路・公園など)の清掃を実施してもらうよう依頼文書、チラシ、地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋などを配付します。 <p>地域清掃で集めたごみは「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「空き缶・空きびん」に分別し、地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋に入れて、決められた収集曜日にごみステーションに排出するよう御協力をお願いします。</p>
添付資料	<p style="text-align: center;">(有) 添付資料: 秋の清掃強化期間実施要領秋の清掃強化期間チラシ</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	



めざそう ごみゼロ旭川



秋の清掃強化期間 9/22(日)～10/6(日)

期間中に地域の皆様で協力して、公共の場所(道路、公園など)を清掃しましょう。

地域清掃で集めたごみは「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「空き缶・空きびん」に分別し、地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋に入れて、決められた収集日にごみステーションに排出するよう、御協力をお願いします。分別の困難なもの、汚れの落ちないものは、「燃やせないごみ」に分別してください。

「処理困難物(タイヤ・バッテリー・家電リサイクル法対象品目など)」が投棄されていた場合、別途対応いたしますのでクリーンセンターまで連絡してください。

地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋は、9月中旬に希望枚数の届出があった町内会に送付していますが、足りなくなった場合は下記の場所で配付しています。

- ① 旭川市クリーンセンター（東旭川町下兵村3番地の5）
- ② 各支所
- ③ 東部まちづくりセンター（豊岡3条3丁目）
- ④ 廃棄物政策課（6条通9丁目 総合庁舎8階）



空き地の雑草やごみ等の放置物は景観を損ね、不法投棄の誘因にもなります。土地の所有者及び管理者は定期的に草刈り・清掃をしましょう。私有地内から出たごみは分別し、資源にならないものはそれぞれ指定ごみ袋に入れて、ごみステーションに出してください。

地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋の使用上の注意

地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋は、道路や公園等、公共の場所の清掃や、カラス等に散らかされたごみステーションを清掃する際に使用するごみ袋です。

家庭や事業所から排出されるごみ、個人住宅や集合住宅、事業所などの敷地内で発生した刈草・剪定枝・落ち葉等の排出には、使用できませんので御注意ください。

また、ごみステーションに残されたルール違反のごみを片付ける場合も、対象となりません。

問い合わせ先： 旭川市クリーンセンター 電話 36-2213

回 覧													

旭 川 市 環 境 部

★優良クリーンステーション顕彰制度を御存じですか

「優良クリーンステーション」とは、町内会や地域が主体的に分別ルールや排出マナーの向上に取り組んだことにより、美しく保たれていると市が認定した町内会が管理するごみステーションを「優良クリーンステーション」として、顕彰する制度です。

【認定基準】

前年度、1年間のごみステーションに出されたごみの違反率（違反ごみ数を市内の世帯数で割って得られた率）が著しく低い町内会と、最も違反率が低く優秀な市民委員会に加盟する町内会を認定しています。

【優良クリーンステーションパネル】

認定された町内会、市民委員会には、下記の優良クリーンステーションパネル（ラミネート加工）を贈呈します。

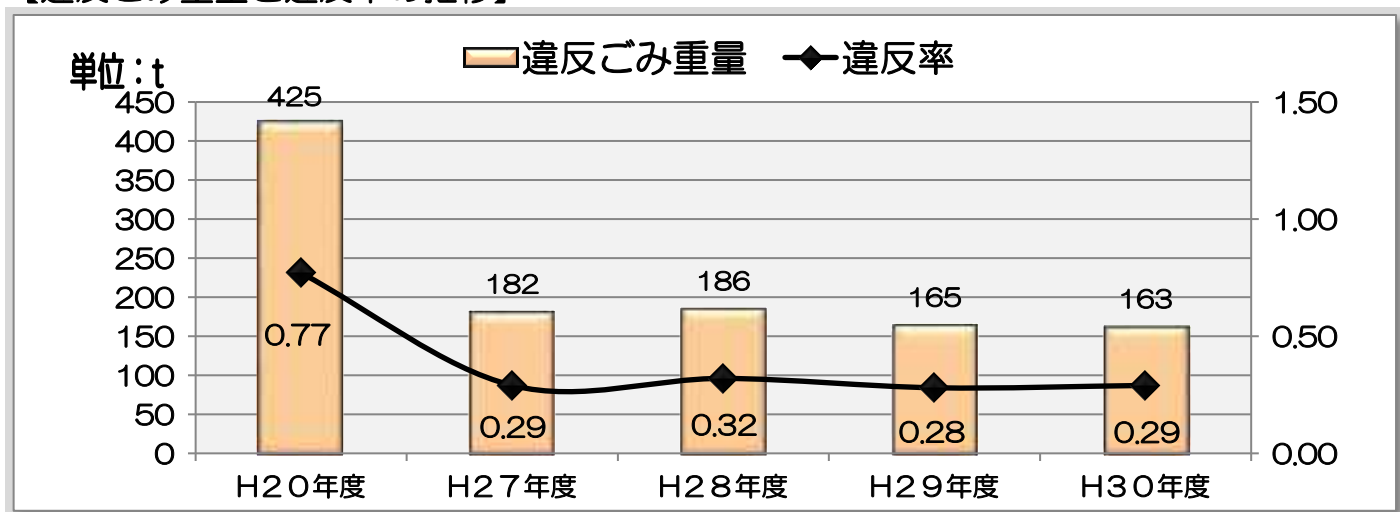
（町内会用）



（市民委員会用）



【違反ごみ重量と違反率の推移】



1年間に市内のごみステーションに排出された指定袋の不使用や分別不良による違反ごみの数と違反率（違反ごみ総数を市内の全世帯数で割って得られた率）の推移です。平成30年度の違反ごみ重量は平成20年度と比べ約60%減少しています。

着実に違反ごみの量は減少していますが、今後も、地域の皆様との連携を図りながら、ごみ分別の定着と違反ごみ対策を進めます。



【令和元年度優良クリーンステーション認定町内会】

認定数 207町内会



釣橋通親交会	2条4丁目親睦会	四・五・一町内会	互参会	六・三町内会
パークハイツ信和町内会	リバーハイツ町内会	栄町ハイツ町内会	シュロス宮下町内会	チュリス曙親和会
ロジェ5条西町親睦会	チヨダ会	1の6交睦会	1条10丁目町内会	二条カエデ町内会
3条10丁目町内会	4条8丁目町内会	5条中央会	5条10丁目十和の会	5条ビルマンション町内会

※右のページに続きます

十一会	1の12清和会	2条12丁目町内会	美德会	4条12丁目四十二会
4条15丁目共栄町内会	四の十七会	北彩都団地3号棟自治会	北大雪通町内会	3条20丁目親交会
4条18丁目町内会	4条朝日町内会	シャルム3条町内会	ロピア8条通親和町内会	1の18共和会
1条19丁目町内会	宮下ハイツ管理組合法人町内会	第二宮下ハイツ自治会	ロピア東光501町内会	豊岡4条1丁目町内会
むつみ(六・三)会	共栄1町内会(千代田)	共栄3町内会(千代田)	共栄7町内会(千代田)	新東町内会
千代田中央第8町内会	忠別1町内会	忠別4町内会	旭正2町内会	旭正3町内会
旭正4町内会	旭正5町内会	旭正7町内会	旭正9南町内会	旭正10町内会
旭正11町内会	北1町内会	南4の2町内会	南5町内会	南5の1町内会
北4の2町内会	北5の1町内会	北6の2町内会	北7の1町内会	旭山の1町内会
新生町内会	南町団地町内会	動物園通り6町内会	日の出4町内会	日の出5町内会
倉沼2町内会	豊田5町内会	豊田6町内会	桜の1町内会	東桜岡町内会
米原1町内会	米原4町内会	米原共和町内会	米原町内会	米原8町内会
瑞穂3町内会	瑞穂4町内会	東瑞穂町内会	近文旭朋町内会	ホクレン緑町町内会
旭岡5・6町内会	本町1丁目会	旭本星光会	大町5丁目会	大町五交会
花咲開発町内会	花咲3・4会	大町団地町内会	北門旭親交会	ティール教育大前町内会
ティール教育大前管理組合	旭友町内会	東親交町内会	春光5条1丁目南町内会	春光つつじ町内会
春光わかば町内会	一進町内会	萩岡町内会	春光4・4町内会	あすなろ町内会
春光双葉町内会	むつみ町内会	6区フジハイツ町内会	花咲4町内会	エッセーナ春光自治会
A3号棟自治会	高親町内会	さつき町内会	市住1号棟自治会(春光台)	市住2号棟自治会(春光台)
市住5号棟自治会(春光台)	市住6号棟自治会(春光台)	11区町内会(東鷹栖)	14区町内会(東鷹栖)	22区町内会(東鷹栖)
42区町内会(東鷹栖)	43区町内会(東鷹栖)	26区町内会(東鷹栖)	27区の2町内会	共育町内会
中園町内会	芳野町内会	西里町内会	拓北町内会	中央1町内会(江丹別)
中央町内会(江丹別)	共和町内会(嵐山)	春日2町内会	神楽5区西町内会	神楽10区町内会
神楽21区の3町内会	上川神社町内会	神楽岡2区西町内会	神楽岡ガーデンソファム町内会	緑が丘1条3丁目町内会
緑が丘2条3丁目町内会	緑が丘2・1・3町内会	みどり町内会	しらかば町内会(緑が丘)	医大宿舍町内会
西御料地2区中央町内会	西御料地新生町内会	西御料地6区町内会	望勝台町内会	緑神町内会
緑風町内会	コンコードパーク町内会	西神楽3区町内会	西神楽5区町内会	西神楽8区町内会
中央2区町内会	中央5区町内会	中央9区町内会	中央10区町内会	中央11区町内会
中央12区町内会	新開町内会	聖和1区町内会	聖和2区町内会	聖和3区町内会
聖和4区町内会	聖和5区町内会	聖和6区町内会	聖和7区町内会	聖和8区町内会
聖和13区町内会	千代ヶ岡1区町内会	千代ヶ岡6区町内会	千代ヶ岡7・8区町内会	千代ヶ岡10区町内会
高砂台ヒルズ自治会	神居団地第一町内会	神居団地4号棟自治町内会	団地5号棟自治町内会	神居団地3号棟自治会
上雨紛2町内会	上雨紛4町内会	神華3町内会	神居古潭1町内会	神居古潭3町内会
豊里1町内会	豊里2町内会	豊里4町内会	豊里5町内会	忠和中央町内会
わかば自治会	サンハイツ管理組合法人	ナナカマド町内会(永山)	永山15区東山本町内会	第二永山団地1号棟自治会
第二永山団地2号棟自治会	第二永山団地3号棟自治会	寿町内会	東教町内会	永山橋町内会
10区第3町内会	10区第4町内会	11区3組町内会	13区2組町内会	13区4・6組町内会
警察アパート町内会	第1永山団地町内会	優良クリーンステーションに関する問い合わせ先		
※町内会名順不同		旭川市クリーンセンター 地域環境係 電話36-2213		

【令和元年度優良クリーンステーション認定市民委員会】
江丹別地区市民委員会（7町内会）

中園町内会	芳野町内会	西里町内会	拓北町内会	富原町内会
中央1町内会	中央町内会	※町内会名順不同		



優良クリーンステーションに関する問い合わせ先
旭川市クリーンセンター 地域環境係 電話36-2213

環境指導課からのお知らせ

ごみの焼却は

重大な犯罪です!!



刈り草、剪定枝、紙くず、廃ビニール等のごみを焼却することは法律で禁止されています。ドラム缶や土管などでごみの焼却はできません。

<ごみの焼却に関する罰則>（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、又はこの併科という厳しい罰則が適用されます。

*ごみの焼却に対する苦情が多く寄せられています。

- ・庭先、畑などでごみを焼却することにより発生する煙やすずで迷惑している。
夏場でも窓が開けられない。洗濯物に臭いがつく。すずで家の壁や車が汚れるなど。

（担当）環境指導課廃棄物指導係 電話0166-25-9123



ごみのポイ捨て禁止運動 秋季街頭啓発及びごみ拾い参加の御案内



ごみに対する市民意識の高揚を図るとともに、市民の生活環境を守り、美しいまちづくりを進める運動の一環として、次のとおり秋季街頭啓発及びごみ拾いを行います。

多くの皆様の御参加をお待ちしています。参加希望の方はクリーンセンターまで御連絡ください。

※ごみ袋と軍手を御用意ください。

【日時】令和元年10月6日（日）午前11時から1時間程度

【集合場所】宮下通8丁目 旭川駅北広場（買物公園会場）

3条通15丁目 三番館前（銀座通会場）

問い合わせ先：旭川市クリーンセンター 電話36-2213

※荒天時は中止になる場合があります。

